1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 多古町全域

(1) 現況

本地域は町の東よりを南北に栗山川が流れ、その流域は平地で水田地帯が広がり多古米の産地となっている。明治時代には全国で2番目という早さで耕地整理が行われ、稲作を中心とした農業が発展し、良質な米の産地として知られるようになった。

北部及び東部は台地が広がり、畑地帯を囲むように山林が緩傾斜面となっている。畑地帯ではヤマトイモ・さつまいも等の生産が盛んである。

農業は、町の基幹産業であるが、産出額は減少傾向にあり、農業従事者の高齢 化が進んでいることが課題である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

- (1) 法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するに当たり、県、実施市町村、農業団体等で構成する推進組織へ参画することとする。
- (2) 法第3条第3項第3号に掲げる事業についても、必要に応じて(1) による推 進組織を活用できることとする。